

バーゼルⅡ 第3の柱に基づく開示事項

「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成19年3月23日、金融庁告示第15号）

<定性的な開示事項>…………… 121～125

<定量的な開示事項>…………… 126～136

※当社グループは、自己資本比率算出における信用リスクアセットの算出について、「標準的手法」を採用しております。
このため、開示事項のうち「内部格付手法」に関する項目については、記載を省略しております。
また、開示事項のうち該当がないものにつきましては、一部記載を省略しております。

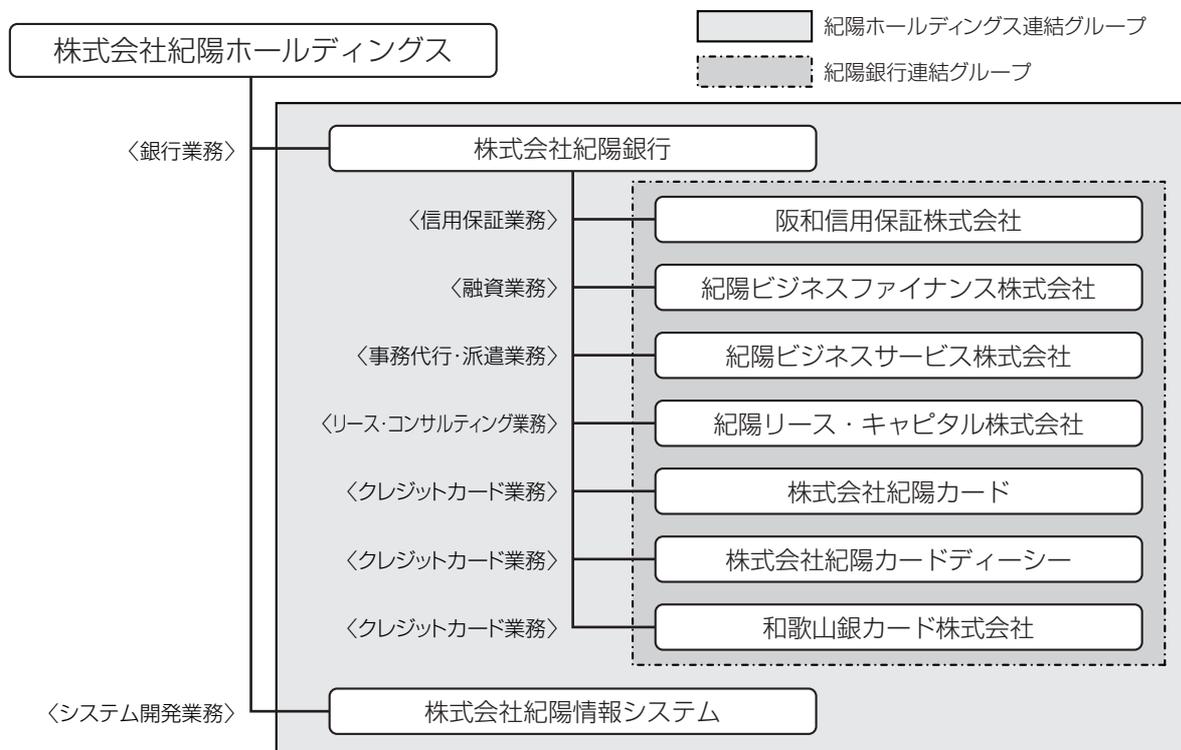
1. 連結の範囲に関する事項

銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。）第3条又は第26条、又は銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日金融庁告示第20号。以下「持株会社自己資本比率告示」という。）第3条又は第15条に規定する紀陽ホールディングスおよび紀陽銀行の連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」）に属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結自己資本比率を算出する対象となる会社集団に属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社は同一です。

連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容

紀陽ホールディングスの連結グループに属する連結子会社は9社、紀陽銀行の連結グループに属する連結子会社は7社であり、詳細は下図のとおりです。



自己資本比率告示第9条又は第32条、もしくは持株会社自己資本比率告示第9条又は第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
該当ございません。

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまで、もしくは持株会社自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
該当ございません。

銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、紀陽銀行連結グループに属していない会社、もしくは銀行法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、紀陽ホールディングス連結グループに属していない会社、の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
該当ございません。

紀陽ホールディングス連結グループ及び紀陽銀行連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
資本の移動の制限等はありません。

2. 自己資本調達手段の概要

平成19年3月末における自己資本調達手段の概要は、以下の通りです。

〈紀陽ホールディングス 連結〉

| 自己資本調達手段 | 概要 |
|-------------------------|--|
| 普通株式（727百万株） | 完全議決権株式 |
| 非累積的永久優先株式 | 無議決権株式 |
| 第一種優先株式 | 266千株（当初発行株数49,165千株）。発行価格700円。 紀陽銀行が発行し、紀陽ホールディングス設立時に株式移転。 |
| 第二種優先株式 | 5,370千株（当初発行株数5,830千株）。発行価格500円。 旧和歌山銀行が発行し、紀陽ホールディングス設立時に株式移転。 |
| 第三種優先株式 | 24,000千株。発行価格500円。紀陽銀行が保有。 旧和歌山銀行が受け入れていた公的資金。（紀陽銀行が整理回収機構より買入。その後、紀陽ホールディングス設立時に株式移転。） |
| 第2回第一種優先株式 | 3,600千株（当初発行株数26,000千株）。発行価格700円。 |
| 第4回第一種優先株式 | 45,000千株。発行価格700円。金融機能強化法による公的資金。 |
| 期限付劣後債務 | |
| 劣後特約付借入金 (22,000百万円) | 劣後特約付借入金のうち、1,000百万円は期間10年（期限一括返済） 上記借入金を除く期限付劣後債務は、ステップアップ金利特約付で期間10年（期限一括返済）、 5年目以降等に金融庁の承認を条件に期限前返済可能 |
| 劣後特約付社債 (16,000百万円) | |

(注) 当社の第2回第一種優先株式は、平成19年5月15日付で普通株式への転換が完了しております。

〈紀陽銀行 連結、単体〉

| 自己資本調達手段 | 概要 |
|-------------------------|--|
| 普通株式（669百万株） | 完全議決権株式。紀陽ホールディングスが100%保有。 |
| 非累積的永久優先株式 | 無議決権株式 |
| 第2回優先株式 | 8,000千株。発行価格1,000円。紀陽ホールディングスが100%保有。 |
| 第二種優先株式 | 31,500千株。発行価格1,000円。紀陽ホールディングスが100%保有。 |
| 期限付劣後債務 | |
| 劣後特約付借入金 (22,000百万円) | 劣後特約付借入金のうち1,000百万円は期間10年（期限一括返済） 上記借入金を除く期限付劣後債務は、ステップアップ金利特約付で期間10年（期限一括返済）、 5年目以降等に金融庁の承認を条件に期限前返済可能。 |
| 劣後特約付社債 (16,000百万円) | なお、劣後特約付借入金のうち5,000百万円は、紀陽ホールディングスより借入。 |

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当社グループでは、信用リスクとオペレーショナル・リスクに係る規制資本額を自己資本から差し引いた上で、その残りの部分を配賦原資として各リスクカテゴリーにリスク資本を配賦し、各リスク部門のリスク量が配賦資本の範囲内に収まっているかどうかをモニタリングすることを通じて、自己資本の充実度を評価する体制としています。

その他、自己資本の充実度に関する評価基準として、次の基準を採用しております。

- ・自己資本比率
- ・Tier1比率

また、信用集中リスクについては、債務者の信用力に応じた自主限度額を設定し、管理しております。

4. 信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

(信用リスクとは)

当社グループでは、信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出資産等の価値が減少したり、回収不能となり損失を被るリスクであると定義しています。

(信用リスク管理の基本方針)

当社グループでは、「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスク管理の原則・基本方針や管理体制を定めております。「信用リスク管理規程」に基づき、適切な信用リスク管理をおこなうために、リスクテイクの中心となる紀陽銀行において信用格付制度や与信の集中リスクを回避するための自主限度額などを設けるとともに、信用リスクの定量的把握にも取り組んでおります。なお、計測した信用リスク量については、取締役会やリスク管理委員会への報告をおこなっております。

(貸倒引当金の計上基準)

当社グループの貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額

を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当をおこなっております。

標準的手法が適用されるポートフォリオについて

(1) リスク・ウエイトの判定に使用する適合格付機関等の名称

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適合格付機関等の名称

当社グループでは、標準的手法が適用されるポートフォリオのリスク・ウエイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮しつつ、格付の客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、全てのエクスポージャー区分について上記の格付機関を採用しています。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスク削減手法とは)

信用リスク削減手法とは、当社グループが抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金等債権と預金等債務との相殺などが該当します。なお、当社グループは、信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブをおこなっておりません。

また、ここでいう信用リスク削減手法は、当社グループが自らの自己資本の充実度を評価する際の取り扱いであり、貸出金などの与信案件の審査にあたっては担保・保証に過度に依存した取組みはおこなっておりません。

(自己資本比率算出上の取り扱い)

自己資本比率の算定においては、「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を採用しております。

(方針および手続)

当社グループでは、不動産担保、有価証券担保、預金担保などの主要な担保のうち、有価証券担保、預金担保を「信用リスク削減手法」として用いており、各種規程や手続を定めて評価及び管理をおこなっております。また、貸出金と預金との相殺については、与信先の担保（総合口座を含む）登録のない定期預金を対象としています。

なお、派生商品取引、レポ形式の取引において、信用リスク削減手法として用いる法的に有効な相対ネットリング契約はございません。

保証については、格付機関の格付が一定ランク以上の保証人や、地方公共団体の保証など、「信用リスク削減手法」として有効に認められる保証人について、信用リスクの削減効果を勘案しております。

保証による「信用リスク削減手法」の適用については、地方公共団体の保証以外では消費者ローンにおける、「金融・保険業者」による保証が主となっておりますが、いずれも格付機関の格付が一定ランク以上の先等に限定しております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当社グループでは派生商品取引にかかる取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算しオン・オフ一体で管理しております。

派生商品取引の信用リスク額は、カレント・エクスポージャー方式により与信相当額を算出し管理しております。なお、一定額以上の信用リスクのある取引相手については、与信限度額の管理のなかでリスク管理委員会に対して定期的に報告をおこなっております。

また、市場取引における派生商品取引については、取引先とISDA契約に加えCSA契約を締結し、取引相手先もしくは派生商品取引の契約先となる紀陽銀行の信用リスクが一定レベル以下に低下した場合は、双方が一定額の担保を取引相手に提供する内容の契約としております。

なお、派生商品取引に係る金額は些少なため引当の算定は行っておりません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

(取引の内容)

当社グループでは、投資家として証券化取引に関与しており、保有している証券化エクスポージャーはいずれも一定以上の外部格付けを有しております。

なお、当社グループでは、オリジネーター等での証券化取引への関与はおこなっておりません。

(取引に関する取組み方針)

当社グループでは、今後も投資家として証券化取引に関与していく予定であり、当面オリジネーター等による関与の予定はございません。

(取引に係るリスクの内容)

当社グループが保有する証券化商品は、信用リスクならびに金利リスクを保有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的には変わるものではありません。

(取引に係るリスク管理体制)

証券化エクスポージャーの保有については、証券化エクスポージャー全体としての取組限度額を設定するとともに適格格付機関の格付に基く格付別投資限度額を設定し、取組み額の管理をおこなうとともに、取組み後も外部格付機関の格付を日々モニタリングすることで取組限度額等の遵守状況を管理しており、定期的にリスク管理委員会への報告もおこなっております。

信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当社グループでは証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「外部格付準拠方式」を使用しております。

証券化取引に関する会計方針

当社グループにおいては、証券化取引による資産の売却あるいは資金の調達等に該当する取引をおこなっておりません。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けはおこなっておりません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当社グループは、マーケット・リスク相当額の算定を要しないため、該当ございません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

(オペレーショナル・リスクとは)

当社グループでは、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③レピュテーションリスク（風評により損失を被るリスク）④法務リスク、⑤その他リスク（①～④以外に大きな損失を被り経営に大きな影響を与えるおそれがあるリスク）に区別しております。

(方針および手続)

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていく上で可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組みを整備し、リスク顕現化の未然防止及び顕在化時の影響極小化に努めています。具体的には、「常に預金者や市場から信頼・信認を得られるようにするために、適切な内部統制（体制・システム）を整備することでオペレーショナル・リスクを適切に管理する。」という方針のもと、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、オペレーショナル・リスク全体の一元的な把握・管理を実施する部署を設置しております。また、管理すべき範囲が多岐にわたること、より実効性の高いリスクコントロールのためにはリスク発生現場に近い部署でのコントロールが不可欠であることから、オペレーショナル・リスクの各種類に応じた管理部署を定め、適切に管理する体制としております。

オペレーショナル・リスクの現状や高度化への取組状況等は、リスク管理委員会に定期的に報告され、経営陣がオペレーショナル・リスク管理の有効性・適切性を確認し、その協議内容は取締役会へ報告することとしております。また、オペレーショナル・リスクの種類に応じた各種規程・手続を整備・運用し、内部監査や各部署等による情報収集・分析を通じて、リスクの顕在化を防ぐとともに、業務内容の改善や再発防止策の策定に取り組み、オペレーショナル・リスク管理の実効性を高めるよう努めています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当社グループにおいては、自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出については、「基礎的手法」を採用しています。

10. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

(管理区分)

当社グループでは、出資・株式等のエクスポージャーについては、市場部門が運用目的で保有している「純投資」と、預金・貸出金・業務上の提携などを含めた総合的な取引関係を勘案して継続的に長期保有している「政策投資」という区分に分け、保有目的に応じた管理態勢を構築しております。

(方針および手続)

純投資株式及び投資信託については「過度なリスクテイクとならないようリスク資本とリスク量のモニタリングをおこなう。」という方針のもと、適切に管理をおこなっております。

特に、グループ全体の財務状況に与える影響が大きい、紀陽銀行の純投資株式および投資信託の価格変動リスクに対するリスク資本は、原則半年に一度、戦略や方針等を勘案し決定され、リスク資本の範囲内で紀陽銀行が効率的に収益を追求できる体制としています。また、紀陽銀行ではリスク資本の他に投資金額の限度やロスカットルールを定め、損失の拡大を防止する措置を講じております。

純投資株式や投資信託の価格変動リスクの計測は、バリュー・アット・リスク（以下、VaRという。）により行い、信頼区間は99%、保有期間は1ヶ月として計測しております。紀陽銀行における組織的な管理態勢としては、投資を実施する部署とは分離独立したリスク統括部が、日次ベースでモニタリングを実施し、リスク管理の有効性を保っております。

政策投資株式については「個社別方針、保有意義を継続的に見直し、価格変動リスクの抑制に努める」という方針のもと、管理をおこなっております。

政策投資株式は、総合的な取引関係を考慮して長期保有するものであり、短期的な価格変動による売買などはおこなわないことから、長期の信用リスクとして捉えた一定のリスク量を自己資本から控除することとし、リスク資本配賦の対象としておりません。

しかしながら、政策投資株式のうち上場株式などは、金融商品会計のなかで財務上の影響が発生することから、価格変動リスクを把握するため、純投資株式・投資信託同様VaRの計測などを実施しております。

これら純投資株式、投資信託、政策投資株式の残高、評価損益、リスク量の状況は定期的にリスク管理委員会へ報告され、経営陣がリスク管理体制の有効性・適切性を確認し、協議された内容は取締役会へも報告されています。

株式等の評価については、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法によりおこなっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

株式等については、会計方針等を変更した場合には、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

(管理区分)

当社グループでは金利リスクを、市場取引における金利・為替・株価等の変動により損失を被るリスクと、預金・貸出金取引などお客さまとの一般的な取引から発生するリスクとに区分し把握・管理しております。

(方針および手続)

それぞれに把握したリスクについては、ALM (Asset Liability Management) の一環として、グループ全体の収益力向上に資するようコントロールを行っており、ALMの方針については、持株会社・子銀行のALM戦略委員会で、それぞれ社長・頭取が委員長となって、定期的な協議などを行っております。

銀行勘定における金利リスクについても、リスク特性の違いから、市場取引における金利リスクと預金・貸出金取引などの一般のお客さまとの取引から発生する金利リスクに区分のうえ、管理しております。

内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当社グループでは、銀行勘定における金利リスクの算出方法は主として分散・共分散法によるVaR（信頼区間99%、保有期間1カ月）を用い、リスク管理をおこなっております。

また、VaR以外にもリスクを計量化して把握・管理することが可能なリスクについては、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）、GPS（グリッド・ポイント・センシビリティ）分析、ギャップ分析等の手法を用いてリスク管理を実施し、リスクを的確に、かつ多面的に把握するよう努めています。また、これら計測手法とは別にストレステストの実施により通常では発生しえない事態でのリスク量を把握するなど、リスク管理の実効性を確保するとともに、計測手法の高度化・精緻化に努めております。

【定量的な開示事項】

1. 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまで、および持株会社自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本額を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額（平成19年3月末）

対象となる会社はございません。

2. 自己資本の構成に関する事項

〈紀陽ホールディングス 連結〉

(単位：百万円)

| 項 目 | | 平成19年3月末 |
|------------------|-------------------------------|----------|
| 基本的項目 (Tier1) | 資本金 | 58,350 |
| | └ うち非累積的永久優先株 (注1) | — |
| | 資本剰余金 | 77,128 |
| | 利益剰余金 | 24,398 |
| | 自己株式 (△) | 12,566 |
| | 社外流出予定額 (△) | 2,100 |
| | 連結子法人等の少数株主持分 | 1,759 |
| | のれん相当額 (△) | 14,838 |
| 計 (A) | 132,130 | |
| 補完的項目 (Tier2) | └ うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2) | — |
| | 一般貸倒引当金 | 9,699 |
| | 負債性資本調達手段等 | 38,000 |
| | └ うち永久劣後債務 (注3) | — |
| | └ うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注4) | 38,000 |
| 計 | 47,699 | |
| うち自己資本への算入額 (B) | 47,699 | |
| 控除項目 | 控除項目 (注5) (C) | 101 |
| 自己資本額 | (A) + (B) - (C) | 179,728 |

- (注) 1. 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
 2. 持株会社自己資本比率告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
 3. 持株会社自己資本比率告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 4. 持株会社自己資本比率告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 5. 持株会社自己資本比率告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

〈紀陽銀行 連結〉

(単位：百万円)

| 項 目 | | 平成19年3月末 |
|--------------------------|-------------------------------|----------|
| 基本的項目 (Tier1) | 資本金 | 80,096 |
| | └ うち非累積的永久優先株 | 19,750 |
| | 資本剰余金 | 32,357 |
| | 利益剰余金 | 18,234 |
| | 社外流出予定額 (△) | 2,393 |
| | 連結子法人等の少数株主持分 | 1,250 |
| 計 (A) | 129,546 | |
| 補完的項目 (Tier2) | └ うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1) | — |
| | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 | 314 |
| | 一般貸倒引当金 | 9,684 |
| | 負債性資本調達手段等 | 38,000 |
| | └ うち永久劣後債務 (注2) | — |
| └ うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3) | 38,000 | |
| 計 | 47,998 | |
| うち自己資本への算入額 (B) | 47,998 | |
| 控除項目 | 控除項目 (注4) (C) | 12,604 |
| 自己資本額 | (A) + (B) - (C) | 164,939 |

- (注) 1. 自己資本比率告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
 2. 自己資本比率告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 3. 自己資本比率告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 4. 自己資本比率告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

〈紀陽銀行 単体〉

(単位：百万円)

| 項 目 | | 平成19年3月末 |
|------------------|-------------------------------|----------|
| 基本的項目 (Tier1) | 資本金 | 80,096 |
| | うち非累積的永久優先株 | 19,750 |
| | 資本準備金 | 22,259 |
| | その他資本剰余金 | 10,097 |
| | 利益準備金 | 2,279 |
| | その他利益剰余金 | 16,281 |
| | 社外流出予定額(△) | 2,389 |
| | 計 (A) | 128,625 |
| 補完的項目 (Tier2) | うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1) | — |
| | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 | 314 |
| | 一般貸倒引当金 | 9,648 |
| | 負債性資本調達手段等 | 38,000 |
| | うち永久劣後債務(注2) | — |
| | うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3) | 38,000 |
| | 計 | 47,963 |
| | うち自己資本への算入額 (B) | 47,963 |
| 控除項目 | 控除項目(注4) (C) | 12,542 |
| 自己資本額 | (A)+(B)-(C) | 164,046 |

- (注) 1. 自己資本比率告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 自己資本比率告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 自己資本比率告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りられております。
4. 自己資本比率告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

3. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額(平成19年3月末)

資産(オン・バランス)項目

(単位：百万円)

| 項 目 | 紀陽ホールディングス 連 結 | 紀陽銀行 連 結 | 紀陽銀行 単 体 |
|---|-------------------|-------------|-------------|
| 1. 現金 | — | — | — |
| 2. わが国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — |
| 3. 外国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — |
| 4. 国際決済銀行等向け | — | — | — |
| 5. わが国の地方公共団体向け | — | — | — |
| 6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け | 40 | 40 | 40 |
| 7. 国際開発銀行向け | — | — | — |
| 8. わが国の政府関係機関向け | 240 | 240 | 240 |
| 9. 地方三公社向け | 3 | 3 | 3 |
| 10. 金融機関及び証券会社向け | 3,259 | 3,259 | 3,258 |
| 11. 法人等向け | 24,085 | 24,062 | 24,268 |
| 12. 中小企業等向け及び個人向け | 9,457 | 9,457 | 9,192 |
| 13. 抵当権付住宅ローン | 5,178 | 5,178 | 5,199 |
| 14. 不動産取得等事業向け | 6,733 | 6,733 | 6,733 |
| 15. 三月以上延滞等 | 662 | 662 | 629 |
| 16. 取立未済手形 | — | — | — |
| 17. 信用保証協会等による保証付 | 968 | 968 | 968 |
| 18. 株式会社産業再生機構による保証付 | — | — | — |
| 19. 出資等 | 2,312 | 2,311 | 2,355 |
| 20. 上記以外 | 2,905 | 2,840 | 2,820 |
| 21. 証券化(オリジネーターの場合) | — | — | — |
| 22. 証券化(オリジネーター以外の場合) | 60 | 60 | 60 |
| 23. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産 | — | — | — |
| 合 計 | 55,907 | 55,818 | 55,772 |

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

| 項 目 | 紀陽ホールディングス 連 結 | 紀陽銀行 連 結 | 紀陽銀行 単 体 |
|---|-------------------|-------------|-------------|
| 1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント | — | — | — |
| 2. 原契約期間が1年以下のコミットメント | 81 | 81 | 81 |
| 3. 短期の貿易関連偶発債務 | 13 | 13 | 13 |
| 4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約) | 9 | 9 | 9 |
| 5. NIF又はRUF | — | — | — |
| 6. 原契約期間が1年超のコミットメント | 143 | 143 | 143 |
| 7. 内部格付手法におけるコミットメント | — | — | — |
| 8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 | 985 | 985 | 983 |
| (うち借入金の保証) | 816 | 816 | 814 |
| (うち有価証券の保証) | 4 | 4 | 4 |
| (うち手形引受) | 6 | 6 | 6 |
| 9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 | — | — | — |
| 10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 | — | — | — |
| 11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は 有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入 | 30 | 30 | 29 |
| 12. 派生商品取引 | 101 | 101 | 101 |
| (1) 外為関連取引 | 101 | 101 | 101 |
| (2) その他 | — | — | — |
| 13. 長期決済期間取引 | — | — | — |
| 14. 未決済取引 | — | — | — |
| 15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサー ビサー・キャッシュ・アドバンス | — | — | — |
| 16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー | — | — | — |
| 合 計 | 1,365 | 1,365 | 1,362 |

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 (平成19年3月末)

(単位：百万円)

| 項 目 | 紀陽ホールディングス 連 結 | 紀陽銀行 連 結 | 紀陽銀行 単 体 |
|---------------------------------|-------------------|-------------|-------------|
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 (基礎的手法) | 4,802 | 4,795 | 4,618 |

(連結) 自己資本比率及び (連結) 基本的項目比率 (平成19年3月末)

| 項 目 | 紀陽ホールディングス 連 結 | 紀陽銀行 連 結 | 紀陽銀行 単 体 |
|--------------------------|-------------------|-------------|-------------|
| (連結) 自己資本比率 (第二基準、国内基準) | 11.58% | 10.64% | 10.62% |
| (連結) 基本的項目比率 (第二基準、国内基準) | 8.51% | 8.36% | 8.33% |

総所要自己資本額（平成19年3月末）

（単位：百万円）

| 項 目 | 紀陽ホールディングス 連 結 | 紀陽銀行 連 結 | 紀陽銀行 単 体 |
|----------|-------------------|-------------|-------------|
| 総所要自己資本額 | 62,075 | 61,980 | 61,753 |

4. 信用リスクに関する次に掲げる事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および三月以上延滞エクスポージャーの残高（平成19年3月末）

〈紀陽ホールディングス 連結（地域別、業種別、残存期間別）〉

（単位：百万円）

| | | 信用リスクエクスポージャー | | | 三月以上延滞 エクスポージャー |
|---------------|-----------|---|---------|----------|--------------------|
| | | 貸出金、コミットメ ント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引 | 債 券 | デリバティブ取引 | |
| 国内計 | 3,312,599 | 2,143,772 | 612,964 | 4,536 | 30,006 |
| 国外計 | 107,932 | — | 107,731 | — | — |
| 地域別合計 | 3,420,531 | 2,143,772 | 720,695 | 4,536 | 30,006 |
| 製造業 | 334,311 | 302,440 | 9,132 | 1,474 | 1,383 |
| 農業 | 2,580 | 1,958 | — | — | 35 |
| 林業 | 3,301 | 3,224 | — | — | 284 |
| 漁業 | 2,524 | 2,269 | — | — | 36 |
| 鉱業 | 3,967 | 3,965 | — | — | 29 |
| 建設業 | 132,202 | 115,640 | 2,722 | — | 1,207 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 4,200 | 2,844 | 292 | — | — |
| 情報通信業 | 5,923 | 5,923 | — | — | — |
| 運輸業 | 70,944 | 60,132 | 8,896 | — | 280 |
| 卸・小売業 | 297,347 | 262,948 | 3,405 | 551 | 2,350 |
| 金融・保険業 | 478,005 | 90,231 | 190,722 | 2,482 | 17 |
| 不動産業 | 216,765 | 205,880 | 2,385 | — | 16,623 |
| 各種サービス業 | 206,943 | 194,102 | 12,813 | 28 | 4,529 |
| 国・地方公共団体 | 718,883 | 228,071 | 490,324 | — | — |
| その他 | 942,629 | 664,144 | — | — | 3,226 |
| 業種別計 | 3,420,531 | 2,143,772 | 720,695 | 4,536 | 30,006 |
| 1年以下 | 811,772 | 329,331 | 64,960 | 229 | 1,743 |
| 1年超3年以下 | 383,799 | 232,323 | 140,575 | 2,741 | 372 |
| 3年超5年以下 | 434,639 | 305,118 | 118,662 | 642 | 410 |
| 5年超7年以下 | 254,852 | 193,795 | 60,331 | — | 1,012 |
| 7年超10年以下 | 397,107 | 171,113 | 222,771 | 923 | 1,052 |
| 10年超 | 824,680 | 711,066 | 113,392 | — | 16,004 |
| 期間の定めのないもの | 313,681 | 201,023 | — | — | 9,409 |
| 残存期間別合計 | 3,420,531 | 2,143,772 | 720,695 | 4,536 | 30,006 |

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャーには、三月以上延滞エクスポージャーも含めて記載しております。
 2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が14日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
 3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。
 4. 三月以上延滞エクスポージャーとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。
 5. 業種別の「その他」には、個人および業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。

〈紀陽銀行 連結（地域別、業種別、残存期間別）〉

(単位：百万円)

| | 信用リスクエクスポージャー | | | | 三月以上延滞 エクスポージャー |
|---------------|---------------|---|---------|----------|--------------------|
| | | 貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引 | 債券 | デリバティブ取引 | |
| 国内計 | 3,309,871 | 2,143,772 | 612,964 | 4,536 | 30,006 |
| 国外計 | 107,932 | — | 107,731 | — | — |
| 地域別合計 | 3,417,803 | 2,143,772 | 720,695 | 4,536 | 30,006 |
| 製造業 | 334,311 | 302,440 | 9,132 | 1,474 | 1,383 |
| 農業 | 2,580 | 1,958 | — | — | 35 |
| 林業 | 3,301 | 3,224 | — | — | 284 |
| 漁業 | 2,524 | 2,269 | — | — | 36 |
| 鉱業 | 3,967 | 3,965 | — | — | 29 |
| 建設業 | 132,202 | 115,640 | 2,722 | — | 1,207 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 4,200 | 2,844 | 292 | — | — |
| 情報通信業 | 5,923 | 5,923 | — | — | — |
| 運輸業 | 70,944 | 60,132 | 8,896 | — | 280 |
| 卸・小売業 | 297,347 | 262,948 | 3,405 | 551 | 2,350 |
| 金融・保険業 | 477,952 | 90,231 | 190,722 | 2,482 | 17 |
| 不動産業 | 216,765 | 205,880 | 2,385 | — | 16,623 |
| 各種サービス業 | 206,943 | 194,102 | 12,813 | 28 | 4,529 |
| 国・地方公共団体 | 718,419 | 228,071 | 490,324 | — | — |
| その他 | 940,420 | 664,144 | — | — | 3,226 |
| 業種別計 | 3,417,803 | 2,143,772 | 720,695 | 4,536 | 30,006 |
| 1年以下 | 811,772 | 329,331 | 64,960 | 229 | 1,743 |
| 1年超3年以下 | 383,799 | 232,323 | 140,575 | 2,741 | 372 |
| 3年超5年以下 | 434,639 | 305,118 | 118,662 | 642 | 410 |
| 5年超7年以下 | 254,852 | 193,795 | 60,331 | — | 1,012 |
| 7年超10年以下 | 397,107 | 173,113 | 222,771 | 923 | 1,052 |
| 10年超 | 824,680 | 711,066 | 113,392 | — | 16,004 |
| 期間の定めのないもの | 310,953 | 201,023 | — | — | 9,409 |
| 残存期間別合計 | 3,417,803 | 2,143,772 | 720,695 | 4,536 | 30,006 |

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャーには、三月以上延滞エクスポージャーも含めて記載しております。
 2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が14日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
 3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。
 4. 三月以上延滞エクスポージャーとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。
 5. 業種別の「その他」には、個人および業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。

〈紀陽銀行 単体（地域別、業種別、残存期間別）〉

(単位：百万円)

| | 信用リスクエクスポージャー | | | | 三月以上延滞 エクスポージャー |
|---------------|---|-----------|----------|-------|--------------------|
| | 貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引 | 債 券 | デリバティブ取引 | | |
| 国内計 | 3,304,603 | 2,146,862 | 611,237 | 4,536 | 29,275 |
| 国外計 | 107,932 | — | 107,731 | — | — |
| 地域別合計 | 3,412,535 | 2,146,862 | 718,968 | 4,536 | 29,275 |
| 製造業 | 334,282 | 302,440 | 9,103 | 1,474 | 1,383 |
| 農業 | 2,580 | 1,958 | — | — | 35 |
| 林業 | 3,301 | 3,224 | — | — | 284 |
| 漁業 | 2,524 | 2,269 | — | — | 36 |
| 鉱業 | 3,967 | 3,965 | — | — | 29 |
| 建設業 | 132,202 | 115,640 | 2,722 | — | 1,207 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 4,200 | 2,844 | 292 | — | — |
| 情報通信業 | 5,923 | 5,923 | — | — | — |
| 運輸業 | 70,944 | 60,132 | 8,896 | — | 280 |
| 卸・小売業 | 297,347 | 262,948 | 3,405 | 551 | 2,350 |
| 金融・保険業 | 489,898 | 102,254 | 190,722 | 2,482 | 17 |
| 不動産業 | 216,765 | 205,880 | 2,385 | — | 16,623 |
| 各種サービス業 | 206,943 | 194,102 | 12,813 | 28 | 4,529 |
| 国・地方公共団体 | 716,698 | 228,071 | 488,627 | — | — |
| その他 | 924,956 | 655,212 | — | — | 2,495 |
| 業種別計 | 3,412,535 | 2,146,862 | 718,968 | 4,536 | 29,275 |
| 1年以下 | 805,776 | 325,032 | 63,263 | 229 | 1,743 |
| 1年超3年以下 | 388,806 | 237,398 | 140,546 | 2,741 | 372 |
| 3年超5年以下 | 437,058 | 307,537 | 118,662 | 642 | 410 |
| 5年超7年以下 | 254,852 | 193,795 | 60,331 | — | 1,012 |
| 7年超10年以下 | 397,107 | 171,113 | 222,771 | 923 | 1,052 |
| 10年超 | 824,680 | 711,066 | 113,392 | — | 16,004 |
| 期間の定めのないもの | 304,255 | 200,919 | — | — | 8,678 |
| 残存期間別合計 | 3,412,535 | 2,146,862 | 718,968 | 4,536 | 29,275 |

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャーには、三月以上延滞エクスポージャーも含めて記載しております。
 2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が14日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
 3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。
 4. 三月以上延滞エクスポージャーとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。
 5. 業種別の「その他」には、個人および業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。

貸倒引当金残高（平成19年3月期）

〈紀陽ホールディングス 連結〉

(単位：百万円)

| 区 分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 一般貸倒引当金 | 19,188 | 17,781 | 19,188 | 17,781 |
| 個別貸倒引当金 | 35,592 | 28,119 | 35,592 | 28,119 |
| 特定海外債権引当勘定 | — | — | — | — |
| 合 計 | 54,780 | 45,900 | 54,780 | 45,900 |

〈紀陽銀行 連結〉

(単位：百万円)

| 区 分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 一般貸倒引当金 | 14,649 | 17,777 | 14,649 | 17,777 |
| 個別貸倒引当金 | 25,961 | 28,119 | 25,961 | 28,119 |
| 特定海外債権引当勘定 | — | — | — | — |
| 合 計 | 40,611 | 45,896 | 40,611 | 45,896 |

(注) 期首残高には、旧和歌山銀行の計数を含んでおりません。

〈紀陽銀行 単体〉

(単位：百万円)

| 区 分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 一般貸倒引当金 | 12,961 | 15,885 | 12,961 | 15,885 |
| 個別貸倒引当金 | 24,855 | 26,991 | 24,855 | 26,991 |
| 特定海外債権引当勘定 | — | — | — | — |
| 合 計 | 37,816 | 42,877 | 37,816 | 42,877 |

(注) 期首残高には、旧和歌山銀行の計数を含んでおりません。

個別貸倒引当金の業種別内訳 (平成19年3月期)

〈紀陽ホールディングス 連結〉

(単位：百万円)

| 業 種 名 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 製造業 | 2,987 | 3,461 | 2,987 | 3,461 |
| 農業 | 5 | 0 | 5 | 0 |
| 林業 | 171 | 18 | 171 | 18 |
| 漁業 | 250 | 383 | 250 | 383 |
| 鉱業 | 4,808 | 5 | 4,808 | 5 |
| 建設業 | 2,808 | 2,379 | 2,808 | 2,379 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — |
| 情報通信業 | — | — | — | — |
| 運輸業 | 1,045 | 996 | 1,045 | 996 |
| 卸売・小売業 | 5,787 | 7,627 | 5,787 | 7,627 |
| 金融・保険業 | 188 | 307 | 188 | 307 |
| 不動産業 | 7,419 | 3,395 | 7,419 | 3,395 |
| 各種サービス業 | 8,059 | 6,768 | 8,059 | 6,768 |
| 地方公共団体 | — | — | — | — |
| その他 | 2,060 | 2,774 | 2,060 | 2,774 |
| 計 | 35,592 | 28,119 | 35,592 | 28,119 |

〈紀陽銀行 連結〉

(単位：百万円)

| 業 種 名 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 製造業 | 2,706 | 3,461 | 2,706 | 3,461 |
| 農業 | — | 0 | — | 0 |
| 林業 | 171 | 18 | 171 | 18 |
| 漁業 | 250 | 383 | 250 | 383 |
| 鉱業 | 4,797 | 5 | 4,797 | 5 |
| 建設業 | 2,273 | 2,379 | 2,273 | 2,379 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — |
| 情報通信業 | — | — | — | — |
| 運輸業 | 561 | 996 | 561 | 996 |
| 卸売・小売業 | 4,948 | 7,627 | 4,948 | 7,627 |
| 金融・保険業 | 188 | 307 | 188 | 307 |
| 不動産業 | 4,180 | 3,395 | 4,180 | 3,395 |
| 各種サービス業 | 4,508 | 6,768 | 4,508 | 6,768 |
| 地方公共団体 | — | — | — | — |
| その他 | 1,375 | 2,774 | 1,375 | 2,774 |
| 計 | 25,961 | 28,119 | 25,961 | 28,119 |

(注) 期首残高には、旧和歌山銀行の計数を含んでおりません。

〈紀陽銀行 単体〉

(単位：百万円)

| 業種名 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 製造業 | 2,614 | 3,374 | 2,614 | 3,374 |
| 農業 | — | 0 | — | 0 |
| 林業 | 171 | 18 | 171 | 18 |
| 漁業 | 250 | 383 | 250 | 383 |
| 鉱業 | 4,797 | 5 | 4,797 | 5 |
| 建設業 | 2,183 | 2,334 | 2,183 | 2,334 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — |
| 情報通信業 | — | — | — | — |
| 運輸業 | 528 | 987 | 528 | 987 |
| 卸売・小売業 | 4,856 | 7,557 | 4,856 | 7,557 |
| 金融・保険業 | 188 | 307 | 188 | 307 |
| 不動産業 | 4,154 | 3,384 | 4,154 | 3,384 |
| 各種サービス業 | 4,498 | 6,738 | 4,498 | 6,738 |
| 地方公共団体 | — | — | — | — |
| その他 | 611 | 1,898 | 611 | 1,898 |
| 計 | 24,855 | 26,991 | 24,855 | 26,991 |

(注) 期首残高には、旧和歌山銀行の計数を含んでおりません。

業種別貸出金償却の額 (平成19年3月期)

(単位：百万円)

| 業種名 | 紀陽ホールディングス 連結 | 紀陽銀行 連結 | 紀陽銀行 単体 |
|---------------|------------------|------------|------------|
| 製造業 | 998 | 393 | 393 |
| 農業 | 0 | 0 | 0 |
| 林業 | 96 | 96 | 96 |
| 漁業 | 2 | 2 | 2 |
| 鉱業 | 1,065 | 1,065 | 1,065 |
| 建設業 | 455 | 410 | 392 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — |
| 情報通信業 | — | — | — |
| 運輸業 | — | — | — |
| 卸売・小売業 | 471 | 392 | 391 |
| 金融・保険業 | — | — | 41 |
| 不動産業 | 1,219 | 1,145 | 939 |
| 各種サービス業 | 833 | 795 | 795 |
| 地方公共団体 | — | — | — |
| その他 | 1,460 | 1,339 | 302 |
| 計 | 6,605 | 5,642 | 4,422 |

リスク・ウェイト区分ごとの信用リスク削減手法の効果をもとに算出したあとの残高 (平成19年3月末)

(単位：百万円)

| | エクスポージャー額 | | | | | |
|--------|------------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| | 紀陽ホールディングス 連結 | | 紀陽銀行 連結 | | 紀陽銀行 単体 | |
| | 格付有り | 格付無し | 格付有り | 格付無し | 格付有り | 格付無し |
| 0% | 22,148 | 807,038 | 22,148 | 806,573 | 22,148 | 804,852 |
| 10% | — | 310,620 | — | 310,618 | — | 310,618 |
| 20% | 35,589 | 136,229 | 35,589 | 136,176 | 35,589 | 136,100 |
| 35% | — | 370,187 | — | 370,187 | — | 371,730 |
| 50% | 78,421 | — | 78,421 | — | 78,421 | — |
| 75% | — | 325,844 | — | 325,844 | — | 317,011 |
| 100% | 86,871 | 882,473 | 86,871 | 880,265 | 86,871 | 884,820 |
| 150% | 500 | 26,298 | 500 | 26,298 | 500 | 25,567 |
| 350% | — | — | — | — | — | — |
| 自己資本控除 | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 223,531 | 2,858,696 | 223,531 | 2,855,967 | 223,531 | 2,850,698 |

(注) 1. 格付は、原債務者などに対して、当社グループが採用する格付機関が付与しているものを記載しております。
2. 金融機関等のリスク・ウェイトは金融機関設立国の格付を使用して決定しています。
3. 所謂ファンド等に含まれる債券は含めておりません。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（平成19年3月末）

（単位：百万円）

| | 紀陽ホールディングス 連結 | 紀陽銀行 連結 | 紀陽銀行 単体 |
|-----------------------|------------------|------------|------------|
| 現金及び自行預金 | 79,946 | 79,946 | 79,946 |
| 金 | — | — | — |
| 適格債券 | 239,140 | 239,140 | 239,140 |
| 適格株式 | 19,219 | 19,219 | 19,219 |
| 適格投資信託 | — | — | — |
| 適格金融資産担保合計 | 338,306 | 338,306 | 338,306 |
| 適格保証 | 47,460 | 47,460 | 47,460 |
| 適格クレジット・デリバティブ | — | — | — |
| 適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計 | 47,460 | 47,460 | 47,460 |

(注) 1. 信用保証協会による保証は含めておりません。
2. 当社グループは、信用リスク削減手法について、包括的手法を採用しております。また、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っているため、上表では当該上方調整額に相当する額を減額して記載しております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額の算出に用いる方法（平成19年3月末）

派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

グロス再構築コストの額の合計額（平成19年3月末）

（単位：百万円）

| 取引の区分 | 紀陽ホールディングス 連結 | 紀陽銀行 連結 | 紀陽銀行 単体 |
|--------|------------------|------------|------------|
| 派生商品取引 | 404 | 404 | 404 |

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（平成19年3月末）

（単位：百万円）

| 種類及び取引の区分 | 紀陽ホールディングス 連結 | 紀陽銀行 連結 | 紀陽銀行 単体 |
|--------------|------------------|------------|------------|
| 派生商品取引 | 4,536 | 4,536 | 4,536 |
| 外国為替関連取引 | 4,536 | 4,536 | 4,536 |
| その他 | — | — | — |
| クレジット・デリバティブ | — | — | — |
| 合計 | 4,536 | 4,536 | 4,536 |

(注) 1. 原契約期間が14日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
2. グロス再構築コストの額の合計額およびグロスのアドオンの合計額から上表に掲げる額を差し引いた額は0となります。

信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び金額（平成19年3月末）

（単位：百万円）

| 担保の種類 | 紀陽ホールディングス 連結 | 紀陽銀行 連結 | 紀陽銀行 単体 |
|-------|------------------|------------|------------|
| 自行預金 | 7 | 7 | 7 |
| 合計 | 7 | 7 | 7 |

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額（平成19年3月末）

（単位：百万円）

| 種類及び取引の区分 | 紀陽ホールディングス 連 結 | 紀陽銀行 連 結 | 紀陽銀行 単 体 |
|--------------|-------------------|-------------|-------------|
| 派生商品取引 | 4,529 | 4,529 | 4,529 |
| 外国為替関連取引 | 4,529 | 4,529 | 4,529 |
| その他 | — | — | — |
| クレジット・デリバティブ | — | — | — |
| 合 計 | 4,529 | 4,529 | 4,529 |

（注）原契約期間が14日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額（平成19年3月末）

（単位：百万円）

| | 紀陽ホールディングス 連 結 | 紀陽銀行 連 結 | 紀陽銀行 単 体 |
|------------|-------------------|-------------|-------------|
| 住宅ローン債権 | 800 | 800 | 800 |
| アパートローン債権 | 2,831 | 2,831 | 2,831 |
| クレジットカード債権 | 458 | 458 | 458 |
| 割賦債権 | 1,772 | 1,772 | 1,772 |
| 合 計 | 5,862 | 5,862 | 5,862 |

投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの毎の残高および所要自己資本（平成19年3月末）

（単位：百万円）

| リスクウェイト区分 | 紀陽ホールディングス 連 結 | | 紀陽銀行 連 結 | | 紀陽銀行 単 体 | |
|-----------|-------------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|
| | エクスポージャー額 | 所要自己資本 | エクスポージャー額 | 所要自己資本 | エクスポージャー額 | 所要自己資本 |
| 0% | — | — | — | — | — | — |
| 20% | 4,762 | 38 | 4,762 | 38 | 4,762 | 38 |
| 50% | 1,099 | 21 | 1,099 | 21 | 1,099 | 21 |
| 100% | — | — | — | — | — | — |
| 自己資本控除 | — | — | — | — | — | — |
| 合 計 | 5,862 | 60 | 5,862 | 60 | 5,862 | 60 |

8. 銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関する事項

出資等又は株式等エクスポージャーの（連結）貸借対照表計上額等（平成19年3月末）

(単位：百万円)

| | (連結) 貸借対照表額 | | | 時 価 | | |
|---------------------------------------|-------------------|-------------|-------------|-------------------|-------------|-------------|
| | 紀陽ホールディングス 連 結 | 紀陽銀行 連 結 | 紀陽銀行 単 体 | 紀陽ホールディングス 連 結 | 紀陽銀行 連 結 | 紀陽銀行 単 体 |
| 上場している出資等又は株式等エクスポージャーの(連結)貸借対照表計上額 | 82,248 | 82,239 | 81,776 | 82,248 | 82,239 | 81,776 |
| 上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの(連結)貸借対象表計上額 | 4,481 | 4,459 | 5,867 | 4,481 | 4,459 | 5,867 |
| 合 計 | 86,730 | 86,699 | 87,644 | 86,730 | 86,699 | 87,644 |

(注) 上表には、「金融機関向けエクスポージャー」に分類される金融機関が発行する株式を含めております。なお、ファンド等に含まれる株式及び自己資本控除の対象となる株式は含めておりません。

子会社・関連会社株式の（連結）貸借対照表計上額等（平成19年3月末）

(単位：百万円)

| | (連結) 貸借対照表額 | | |
|---------|-------------------|-------------|-------------|
| | 紀陽ホールディングス 連 結 | 紀陽銀行 連 結 | 紀陽銀行 単 体 |
| 子会社・子法人 | — | — | 1,528 |
| 関連法人 | — | — | — |
| 合 計 | — | — | 1,528 |

(注) 上記、子会社・連結会社株式は全て非上場です。

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額（平成19年3月末）

(単位：百万円)

| | 紀陽ホールディングス 連 結 | 紀陽銀行 連 結 | 紀陽銀行 単 体 |
|-------|-------------------|-------------|-------------|
| 売却損益額 | 1,688 | 1,623 | 1,768 |
| 償却額 | 1,095 | 1,095 | 1,072 |

(連結) 貸借対照表で認識され、かつ、(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額（平成19年3月末）

(単位：百万円)

| 紀陽ホールディングス 連 結 | 紀陽銀行 連 結 | 紀陽銀行 単 体 |
|-------------------|-------------|-------------|
| 13,756 | 13,741 | 13,579 |

(連結) 貸借対照表及び(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額（平成19年3月末）

該当する評価損益はございません。

9. 銀行勘定における金利リスクに関して当社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

銀行勘定における金利リスクに関して当社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額（平成19年3月末）

(単位：百万円)

| | |
|--|--------|
| 金利ショックに対する経済価値の増減額 VaR (信頼区間：99%、保有期間：1ヶ月) | 15,473 |
|--|--------|

(注) 当社グループでは銀行勘定の金利リスクに関して、内部管理上紀陽銀行単体の金利リスク量を使用しております。